

秋田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

〔平成29年10月30日
教育長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書館の雑誌カバーを民間事業者等の広告媒体として情報発信するとともに、図書館の雑誌資料を拡充し、図書館サービスの充実に資することを目的とする。

(内容)

第3条 雑誌スポンサー（この要綱の定めるところにより広告を掲載する者をいう。以下同じ。）は、図書館と協議の上、広告の掲載を希望する市販雑誌（以下「スポンサー誌」という。）について購入費用を継続的に負担し、図書館にスポンサー誌を提供するものとする。

2 秋田市立中央図書館明德館長（以下「館長」という。）は、スポンサー誌の最新号に雑誌カバーを準備し、雑誌スポンサーの広告を掲載し配架する。ただし、その規格は、別表のとおりとする。

3 スポンサー誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(雑誌スポンサーおよび広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーは、秋田市広告掲載基準（平成19年10月31日市長決裁）第5条各号のいずれにも該当しない事業者を対象とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、秋田市広告掲載要綱（平成19年10月31日市長決裁）第4条各号のいずれかに該当するものは、掲載の対象としない。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、スポンサー誌が定期的に提供されている間とし、原則として各月1日からの1年間とする。

2 広告の掲載期間満了の3箇月前までに、館長又は雑誌スポンサーいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に更に1年間、継続更新されるものとし、その後も同様とする。

(申込方法)

第6条 雑誌スポンサーになろうとする者は、雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添え、館長に提出しなければならない。

- (1) 掲載しようとする雑誌スポンサーの名称および事業に関する広告
- (2) 雑誌スポンサーになろうとする者の概要がわかる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が必要と認める書類

(雑誌スポンサーおよび広告の審査)

第7条 館長は、前条に規定する申込みがあったときは、雑誌スポンサーおよび広告内容に関して、秋田市広告掲載要綱および秋田市広告掲載基準に基づき、速やかにその適否を審査し、当該申込みがあった日から起算して30日以内に、その結果を当該申込みを行った者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。

2 前項の審査において広告内容に不適当な表示が認められるときは、館長は、申込者に対して広告内容の修正を求めることができるものとし、申込者は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(適否の通知)

第8条 前条第1項の規定による審査の結果の通知は、雑誌スポンサー等決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(覚書の締結)

第9条 前条の規定により雑誌スポンサーとして決定する旨の通知を受けた申込者は、速やかに館長と覚書(様式第3号)を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第10条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任と広告の作成経費を負うものとする。

(広告内容の変更)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告内容を変更しようとするときは、当該変更しようとする日の1箇月前までに雑誌スポンサー広告内容変更届(様式第4号)を館長に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更の届出があった場合の手続については、第6条および第7条の規定を準用する。

(雑誌スポンサーの取消し)

第12条 館長は、雑誌スポンサーに第4条に反する行為が認められたときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。